

令和3年9月30日

事務連絡

令和3年9月30日

市内介護サービス事業者 管理者 様

各務原市健康福祉部介護保険課長

各務原市介護人材就職促進事業の実施について(ご案内)

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応の中、介護サービス事業所におかれましては、徹底した感染防止対策のもとに利用者やその家族の日常生活のため、介護サービス提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、各務原市では10月より、各務原市介護人材就職促進事業を実施します。本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者への支援として、就職祝い金及び定着一時金を支給し、離職した方の早期の再就職を促進し、介護サービス事業所の人材不足を改善することで、市民への安定的な介護サービスの確保を目的とします。

貴事業所におかれましては、本事業にご協力・ご活用いただきますとともに、求職者への啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○各務原市介護人材就職促進事業の概要

1. 就職祝い金

コロナの影響により離職された方が、各務原市内の介護事業所に介護職として正規又はフルタイム職員として採用された場合、「祝い金」として1人1万円を支給

2. 定着一時金

コロナの影響により離職された方が、各務原市内の事業所に介護職として正規又はフルタイム職員として採用され、その後6カ月間就労継続した際には、「定着一時金」として1人10万円を支給

3. 事業期間

就職祝い金：令和3年10月1日から令和4年3月31日までに採用された方

定着一時金：令和3年10月1日から令和4年3月31日までに採用その後6ヶ月間就労継続された方

4. 申請受付

就職祝い金は令和4年5月2日（月）

定着一時金は令和4年10月31日（月）まで

○申請の手順（別紙「申請手続き等について」もご参照ください。）

1. 委任状（採用者本人→事業所）と申請書兼請求書（事業所→市）の様式入手（各務原市WEBサイトより）
2. 採用者本人は事業所へ委任状を提出、事業所が申請書を市へ提出（対象者が複数名いる場合は取りまとめ）
3. 申請書に基づき、市より採用者本人へ支払
※祝い金を支給した方については、6カ月後に改めて定着一時金を申請

○求人の際の啓発・求人情報の登録について

1. 各事業所において、ハローワーク・情報誌等での求人を行う際に就職祝い金・定着一時金の対象となる旨を幅広くPRいただければと存じます。

記載例：新規就職者は各務原市の「介護人材就職促進（就職祝い金・定着一時金）事業の対象となります。

令和2年1月以降、コロナの影響により離職された方

就職祝い金1万円：令和3年10月より令和4年3月末日の採用

定着一時金10万円：令和3年10月より令和4年3月末日の採用

その後6カ月間の就労継続

※問い合わせ先：各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

○問い合わせ先

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

TEL：058-383-2067、FAX：058-383-6365

・申請書の様式や実施要綱は、各務原市WEBサイトに掲載しております。※

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/koyou/1001836/1001845.html>

※各務原市WEBサイトへの掲載は現在調整中です。準備が整いましたらご連絡いたします。

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係長 鈴木

TEL : 058-383-2067

FAX : 058-383-6365
